

無人航空機の運用限界等

(運用限界)

最高速度	
最高到達高度	
電波到達距離	
飛行可能風速	
最大搭載可能重量	
最大使用可能時間	

(飛行させる方法)

- 航空法第 132 条第 2 項第 2 号及び第 132 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく許可・承認を受けた場合、当該申請書類のうちの「(別添資料 3) 無人航空機の運用限界等」で代替可能。
- 航空局ホームページに記載されている無人航空機を活用する場合は省略可能。